

まちのげんかんぐち

3.3ha
ヘクタール



ここにしかない価値を
デザインする！

山梨県南アルプス市



3.3 ha



私たち南アルプス市は、 まちづくりを 一緒に進めていただける パートナーを探しています。

まず、この冊子を手にとっていただき、ありがとうございます。

私たち南アルプス市は、新たなまちの「顔」を作りたい、そんな思いから、南アルプスIC 前の、およそ 3.3ha の土地の開発に取り組んでいます。

この場所を中心に、10年、20年、そして100年先を見据え、持続可能で、そして皆が幸せを感じられるような、新しいまちづくりを目指しています。

南アルプスIC 周辺開発では、3.3ha の土地の隣に、新たな南アルプス市の拠点、「fumotto 南アルプス」が誕生しました。

fumotto は、集客力の高いコストコ南アルプス倉庫店と、地域企業を中心に、この地域の魅力を発信する、約 40 店舗を集めた「地域交流エリア」から成り立っています。この場所にかつてないほどの活気を作るべく、私たちは努力を重ねています。

これからのまちづくりを担っていく南アルプスIC 周辺に、未来へとつづく、さらなる活気をもたらすため、是非とも私たちに斬新なアイデアを、そして力をお貸しいただきたいです。



南アルプス市の未来を担ってくれるような、新たなまちの「顔」を作るため、
私たちは「南アルプスIC周辺高度活用推進計画」(以下、「推進計画」とします)を策定し、その実現に向けて取り組んでいます。
今回、この南アルプスICを降りてすぐの好立地である3.3haに立地(出店)いただける事業者さまを募集します。
本紙をお読みいただき、ご興味を持っていただけましたら幸いです。

も く じ

南アルプス市はこんなところ	3
1 募集について	7
2 3.3haの開発方針	9
3 3.3haの事業スキーム	12
4 応募の条件	13
5 応募の制限	14
6 募集と選定スケジュール	15
7 応募手続	16
8 選定方法	18
9 その他留意事項など	19
10 支援メニューについて	20

南アルプスIC周辺開発にあたり、まずはその道しるべとなる「南アルプスIC周辺高度活用推進計画」を策定しました。「推進計画」では、企業の誘致による開発だけではなく、事業者と市民、行政が協働してこのまちを育て発展させていくことを基本方針としています。まずは、この地に参入していただき、しっかりと地域に根差していただきながら、私たち南アルプス市と一緒に、まちづくりに取り組んでいただけることを期待しております。南アルプスIC周辺開発をきっかけに、参入していただく企業さまと市民、地元の事業者、行政といった様々なプレイヤーが連携することで、南アルプス市全体の産業や、人々の暮らしに新たな変化をもたらし、さらなるまちの発展につなげていきたいと考えています。

「推進計画」は
こちらをご参照ください

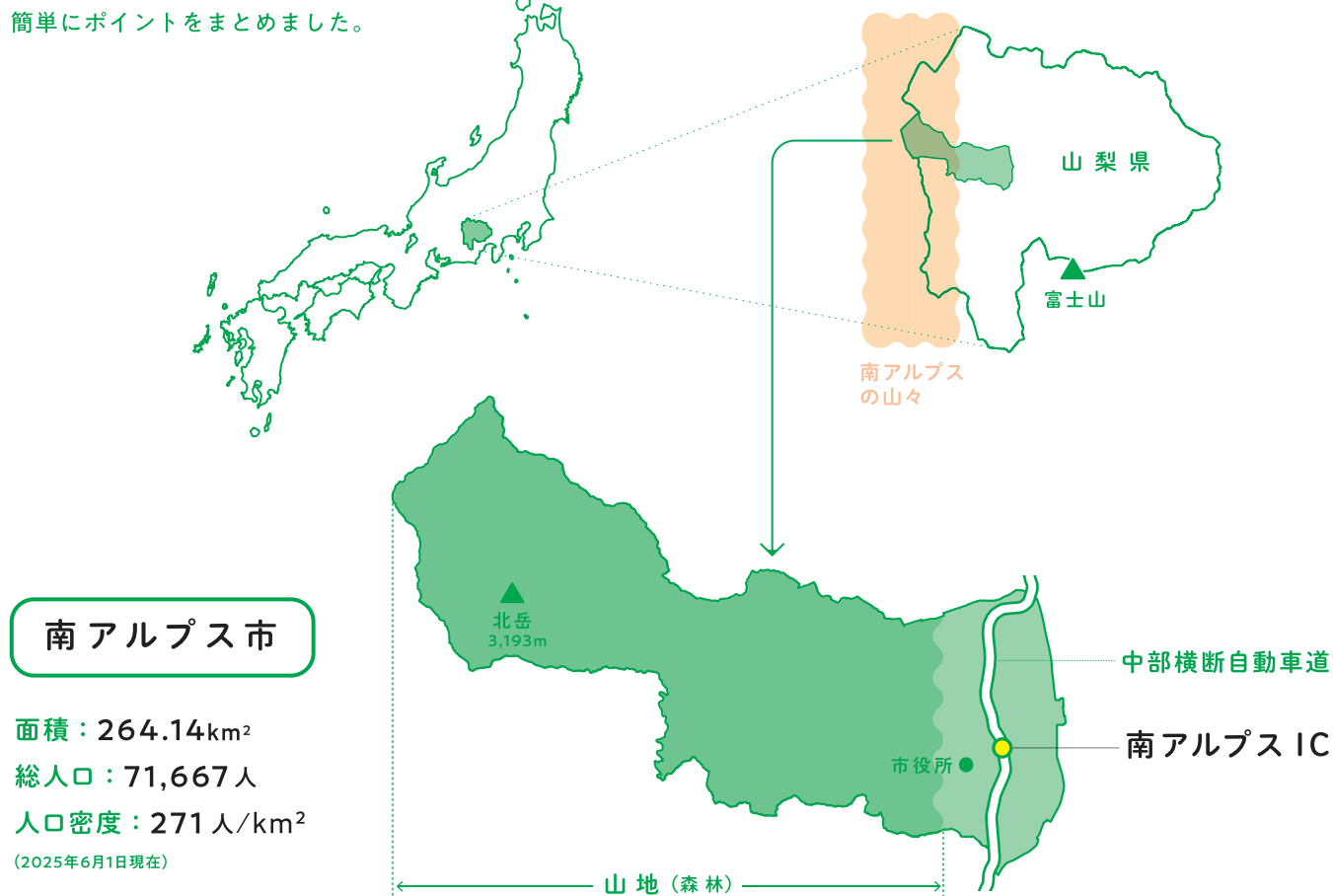


<https://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/docs/14903.html>

南アルプス市は こんなところ

南アルプス市がどんなところなのか、
ご存知でない方に向けて
簡単にポイントをまとめました。

南アルプス市は、
日本で唯一のカタカナの市になります。
市の西側を南アルプスの山々が縦断しており、
市の名前の由来となっています。



南アルプス市

面積：264.14km²

総人口：71,667人

人口密度：271人/km²

(2025年6月1日現在)

POINT

四季折々のフルーツ

●南アルプスの清らかな水、山麓から緩やかに傾斜する水はけの良い扇状地、日照時間が長く寒暖差のある気候を利用して、様々なフルーツが栽培されている地域です。

●果樹王国山梨を代表するフルーツの生産地であり、春から秋にかけて、サクランボ、すもも、桃、ぶどう、なし、りんご、柿、キウイフルーツなど、豊かな風土と歴史に育まれたみずみずしいフルーツが大地を埋め尽くします。

●四季折々の多様なフルーツ群は、富士山と八ヶ岳、南アルプス山脈の展望とともに美しい農園風景をつくります。



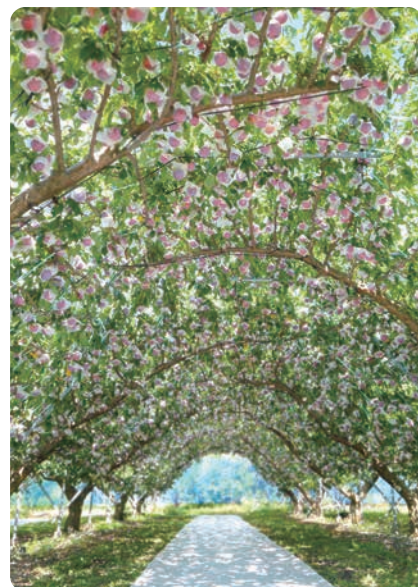
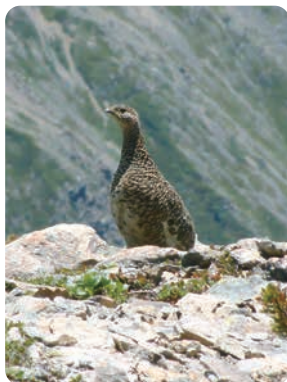
POINT

自然と人が 共生するまち

●日本第2位の高峰「北岳」を始め、手つかずの自然が多く残る南アルプスの山々。本地域は、その恵みを受けながら、豊かな暮らしや文化を育んできました。

●本市が属する南アルプスユネスコエコパーク（生物圏保存地域 Biosphere Reserves: BR）は、後世に残すべき地域として、ユネスコから承認され、国際的な評価を受けました。

●本市は、その理念の下で「自然と人間社会が共生するまち」をテーマに、サステナブルな地域づくりを目指しています。



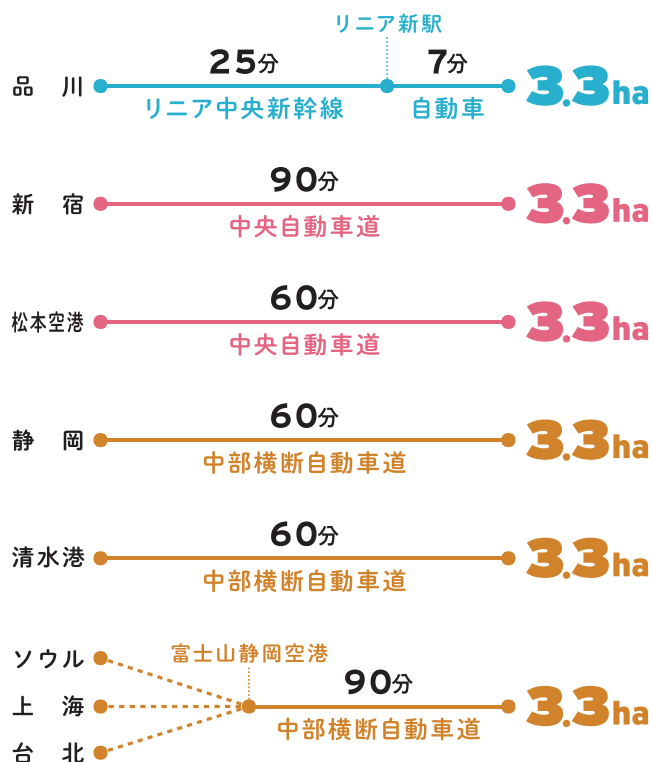


南アルプスユネスコエコパーク
minami-alps-br.org





3.3ha



POINT

交通の要衝

●南アルプスIC周辺地区は、市の玄関口である中部横断自動車道、南アルプスIC周辺に位置します。

●中央自動車道、東名高速道路、新東名高速道路とコネクする「中部横断自動車道」、延伸中の高規格道路「新山梨環状線」、国道52号が交差する地域です。

●リニア中央新幹線の山梨県駅に繋がり、将来的な交通の要衝となり得る地域です。

募集について

1

「まちのげんかんぐち」の可能性

南アルプス市は、南アルプスIC周辺の便利な交通環境、豊かな自然などを活かした新たな土地利用のために、「推進計画」を策定しました。立地(出店)を希望される事業者さまとともに、この地域を豊かにし、地域を育てるための仕組みをつくることで、持続可能なまちづくりにつなげたいと考えています。

3.3haの南側にあるfumotto南アルプスは、「人々がつどい、地域とつながる集客・交流拠点」を目指して、コストコホールセールジャパン(株)による大型商業エリア、(株)ヒカレヤマナシによる地域交流エリアの開業に加えて、地域全体を

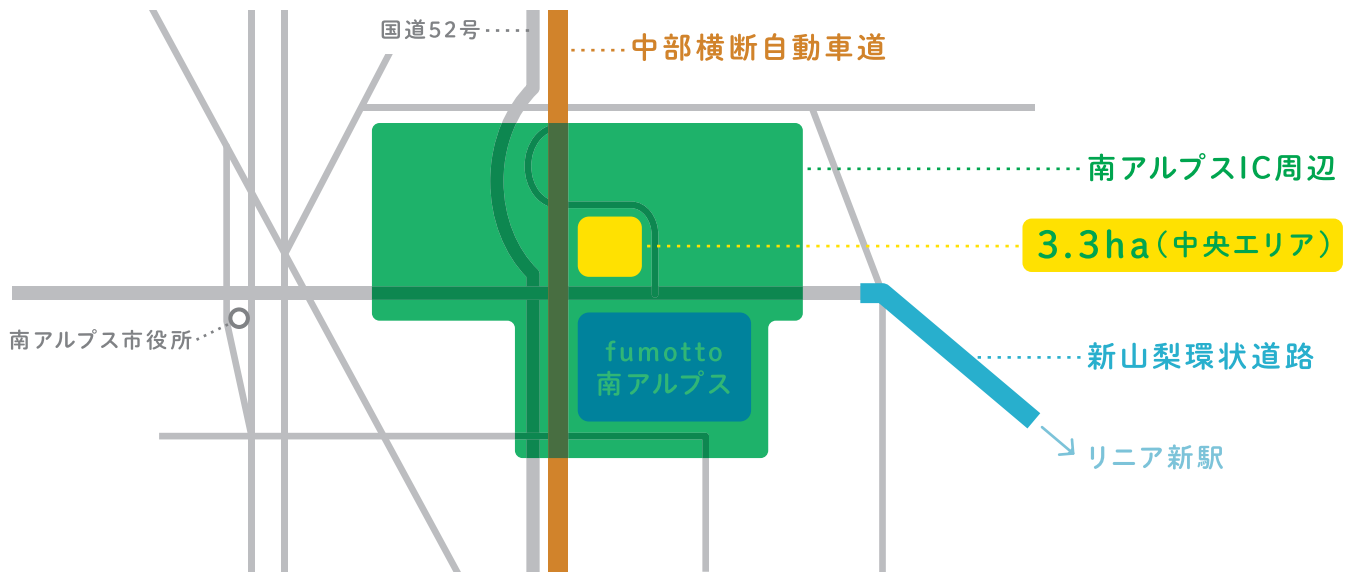
つなげる交通拠点エリアが計画されています。このfumottoと3.3haを合わせて、「まちの玄関口」と位置づけ、一体的な土地利用を図っていく予定です。

3.3haは、「集客・交流」や「体験・滞在」などの要素を柱に、この地域の活性化を図れるような事業を展開していただける事業者さまに、是非ともご応募いただければと願っています。

南アルプス市が選定し、決定する順位1位の応募者さま(以下、「優先交渉権者」と)、提案された事業計画に沿って協議を行います。それが整った段階で立地に向けた協定を締結させていただきます。



3.3haの概要

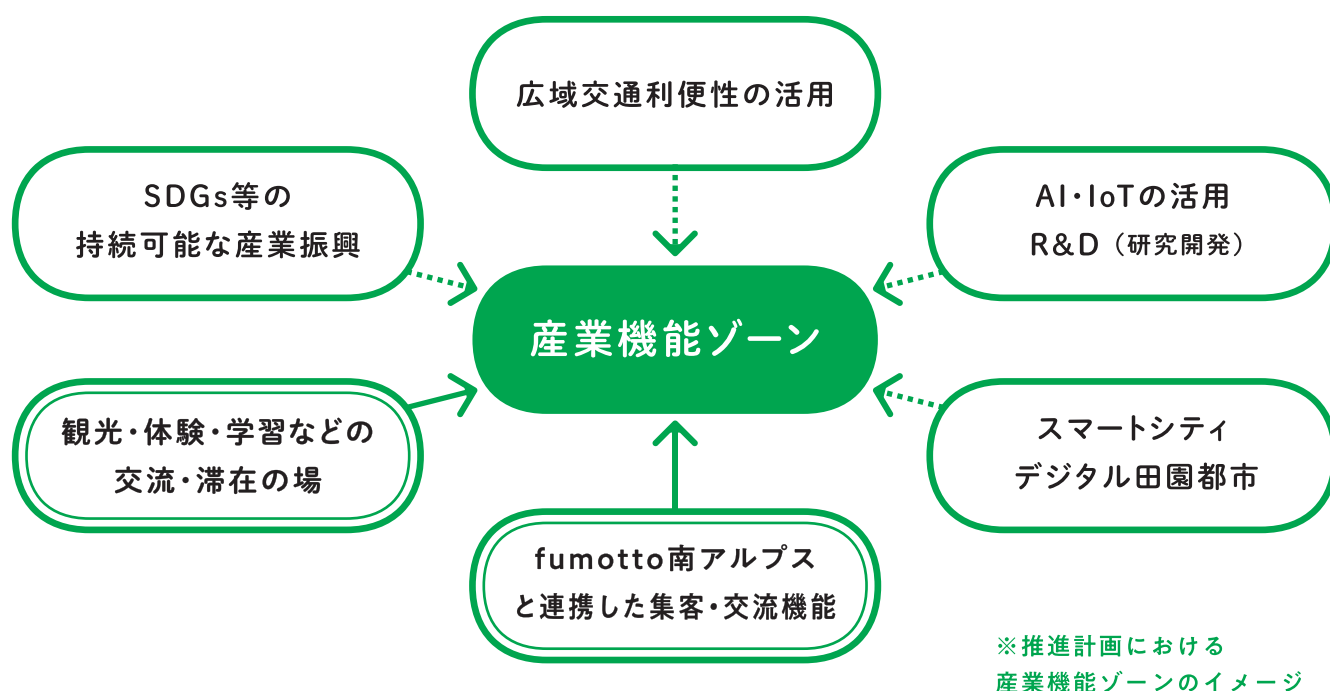


所在地	山梨県南アルプス市吉田字616番地5 他
最寄駅	JR中央線 りゅうおう 竜王駅、 しおぎ 塩崎駅／JR身延線 みのぶ 小井川駅、 こいかわ 東花輪駅、 ひがしはなわ 東花輪駅（P6を参照してください）
敷地面積	約3.3ha（図上計算）
地目	畑
農振法	農業振興地域農用地区域外
農地法	農地法5条の転用許可を必要とします → 市が農地転用（農地法）を行います
都市計画	非線引き都市計画区域（無指定） 容積率200％／建ぺい率70％ →市が開発許可申請（都市計画法）を行います
主な道路	新山梨環状道路、市道櫛形28号線、市道吉田65号線、市道吉田71号線に接道 ※周辺の道路環境は隧道や中央分離帯などがあります。詳細についてはお問い合わせください
設備	上水道（整備予定）／下水道（整備予定）もしくは浄化槽設置 電気（高圧）／ガス・プロパンガス
文化財	埋蔵文化財包蔵地指定有 事業計画と調整の上、市が保護措置（掘削深度調整、盛土、本調査等）を行います
その他	市において、公共駐車場、バスベイ及び道路環境整備をします。（参考図書②参照） 具体的な設置場所等については、優先候補者との協議のうえ決定します。

※本事業用地において大規模集客施設（床面積10,000㎡超）を立地する場合、
広域調整を伴う都市計画法の手続きが必要となります。（地区計画等）

3.3haの開発方針

未来につなぐ
玄関口！



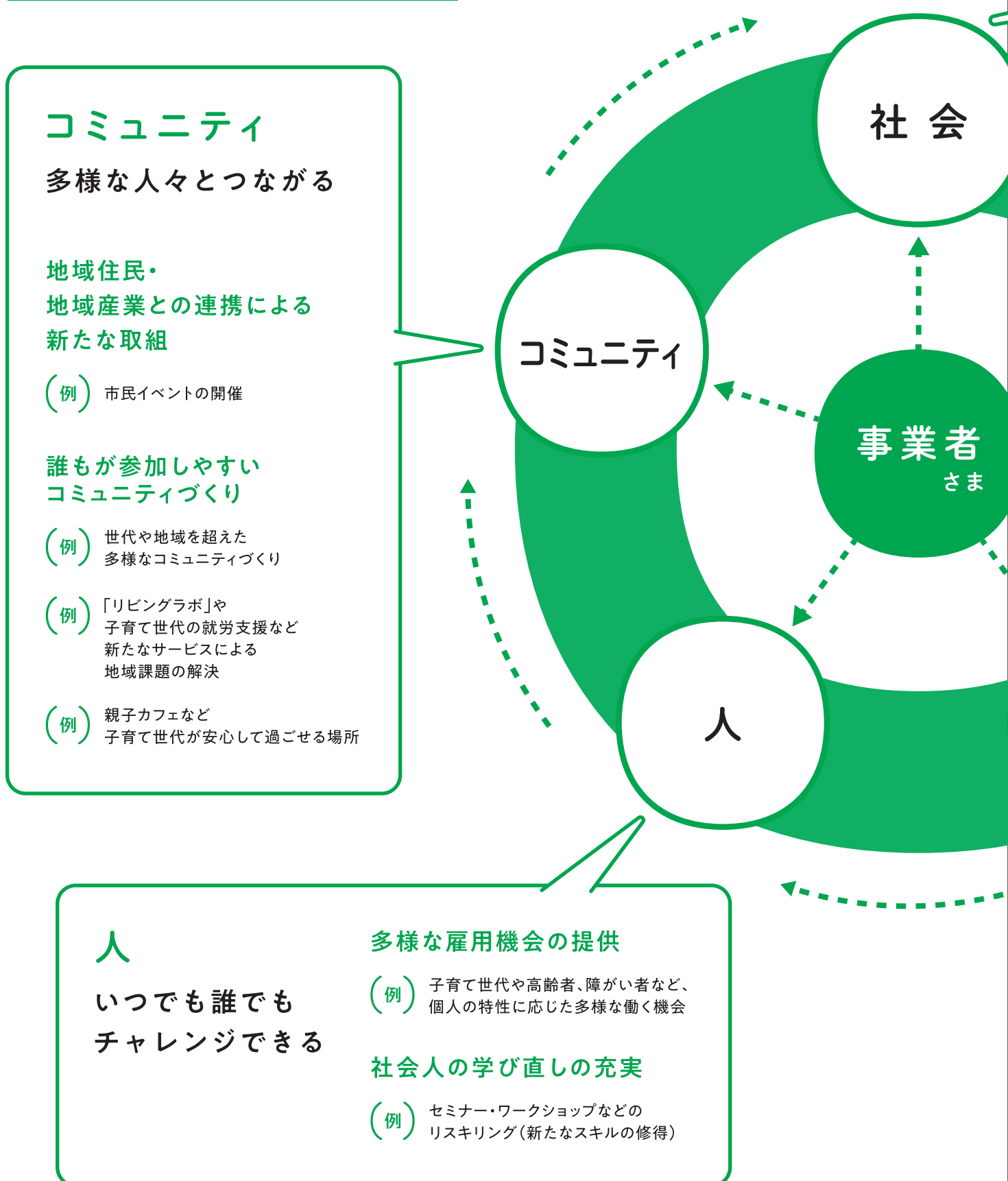
事業計画の策定にあたっては、
以下の項目をご留意のうえで、ご提案をお願いします。

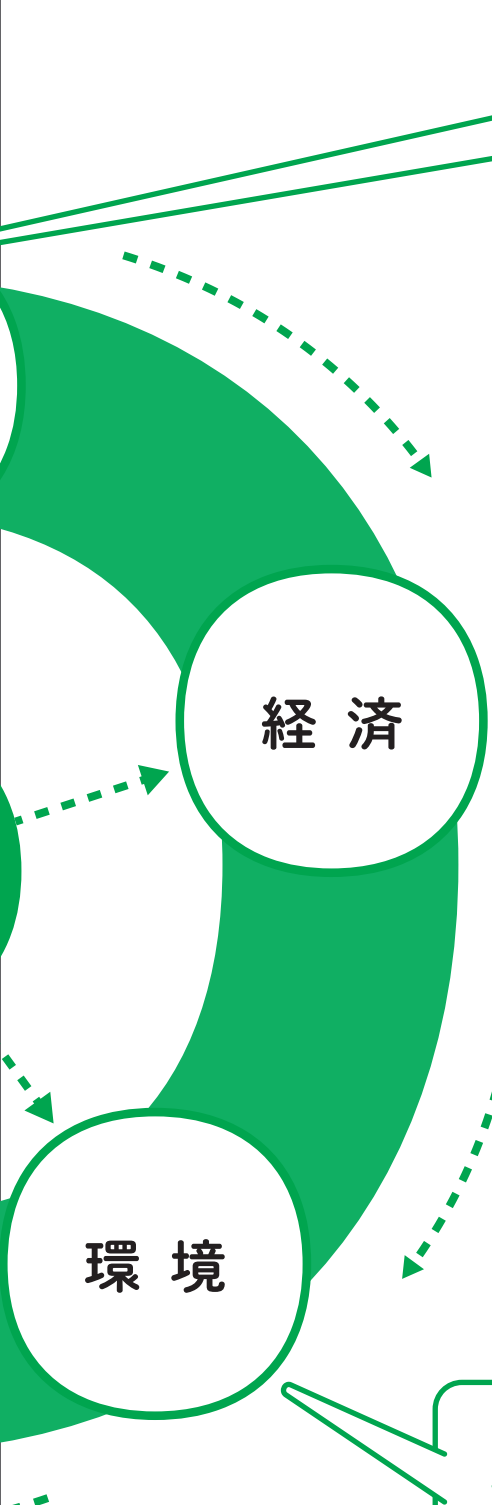
- ① まちの玄関口として
「集客・交流・体験・滞在」を創出し、
実現可能な事業計画であること
- ② まちづくりのパートナーとして、
地域の活性化と更なるまちの発展に寄与する
事業計画であること

P10、11 まちの発展に向けてを参照してください

まちの発展に向けて

南アルプス・ライフスタイル





社会

生涯、
自分らしく
暮らす・働く

子育てしやすい環境の整備

- (例) 保育などの子育て支援や買い物支援などの多様な生活支援サービス
- (例) 育児休暇、テレワークなどの誰もが働きやすい環境整備

安全・安心な交通手段の実現

- (例) モビリティシェアリングやMaaS(Mobility as a Service)による地域住民や観光客の移動手段の確保

経済

地域の経済的
豊かさを
生み出す

地元事業者との連携による新たなビジネスの創発

- (例) シェアオフィス、コワーキングスペースなどの場づくり
- (例) 自動運転、ドローンなどの社会実験の場づくり
- (例) 多様な農業支援サービス(人材交流・販路拡大)

環境

地域の
美しさを
大切にする

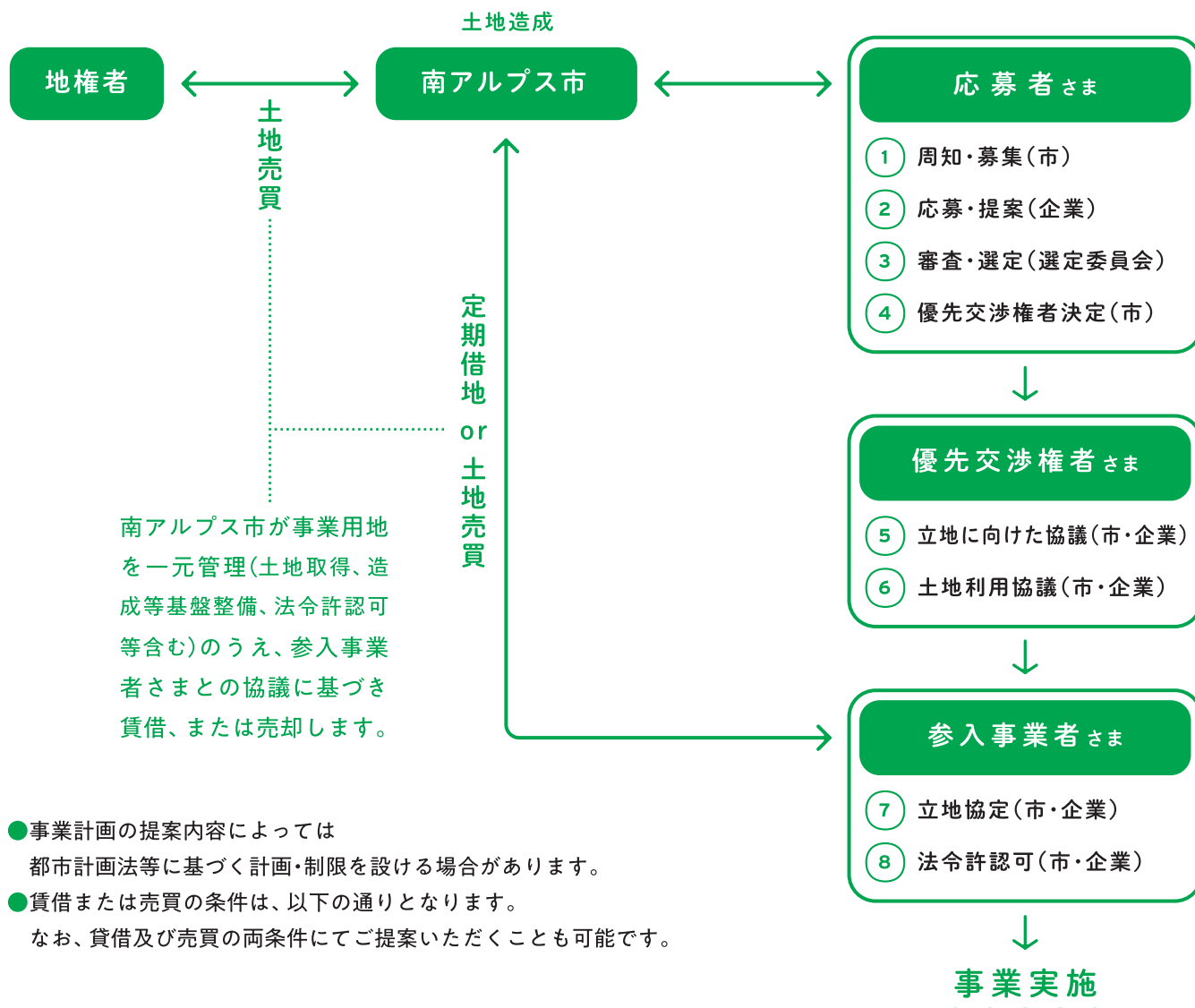
地域資源(自然・農業)との連携

- (例) Jクレジットによるカーボンオフセットなど
- (例) 身近な農業を活かす(地産地消の推進、観光・体験機会の創出)

再生可能エネルギーの利活用

- (例) 太陽光発電、EV(電気自動車)、蓄電池、地熱利用など再生可能エネルギーの利活用

3.3haの事業スキーム



- 事業計画の提案内容によっては都市計画法等に基づく計画・制限を設ける場合があります。
- 賃借または売買の条件は、以下の通りとなります。
なお、賃借及び売買の両条件にてご提案いただくことも可能です。

賃借の条件

- 貸付面積** 敷地面積約3.3ha
※面積は、造成後に実施する確定測量により確定します
- 貸付期間** 30年以上50年未満
※市との間で借地借家法(平成3年法律第90号)第23条第1項に規定する事業用定期借地権を設定します
- 賃借料** 応募者が提案する土地賃借価格により審査します。
土地賃借価格については、基準価格を設定し、基準価格以上のご提案であることを応募条件とします。
基準価格:350円/月・坪
最終的な賃借料は協議により決定します。
※基準価格については不動産鑑定及び周辺取引事例等を参考に算出しております。

売買の条件

- 売買面積** 敷地面積約3.3ha
※面積は、造成後に実施する確定測量により確定します
- 事業計画期間** 30年以上
- 売買金額** 応募者が提案する土地売買金額を総合的判断(価格の妥当性、事業内容及び継続性等)により審査します。最終的な売買金額は協議により決定します。
※基準価格は設けません。
- その他** 転貸又は転売により、市が目指すまちづくりに沿わない開発が行われないう、別途契約を締結させていただく場合がございます。

応募の条件

応募される場合は、以下の要件を満たしていただく必要があります。

複数の事業者で構成されるグループ（以下、「応募グループ」）で

応募される場合は、応募グループの中で代表者を定め、代表者が応募手続を行うこととします。

なお、応募グループを構成するすべての事業者が、以下の要件を満たすものとします。

- ① 「2 3.3haの開発方針」をご理解いただき、
諸条件に沿う事業計画を行っていただける方
- ② 土地賃借価格提案書または土地売買価格提案書において
「3 3.3haの事業スキーム」の条件を満たす方
- ③ 事業の実施に必要な資本と信用を有する方
※資本金1千万円以上かつ債務超過でないことが必要です
- ④ 農地転用許可申請など、
各種法令許認可に向けてご協力いただける方
※大規模小売店舗等(1,000㎡超)を立地する場合、
周辺の生活環境の維持や交通環境への対応が必要となる場合があります
- ⑤ 立地(出店)について、以下の条件が整わなければ、
選定されても3.3haでの立地(出店)に関する契約に
至らない場合があることをご承知のうえ、応募してください
 - (1) 市が地権者より土地を取得する
※土地取得を前提とした事業推進に向けての覚書を結んでおります
 - (2) 市が用地取得や造成工事など
事業に必要な予算について議会の議決(可決)を受ける
 - (3) 農地転用許可や大規模小売店舗立地法の届出など、
必要な各種法令の許認可を得る
 - (4) 大規模集客施設(床面積10,000㎡超)の場合、
広域調整を伴う都市計画法等の手続きが整うこと

応募の制限

5

応募資格は「4 応募の条件」に定める他、以下の制限があります。
その確認基準日は、参加表明書の受付の日とします。
ただし、優先交渉権者の決定の日までの間に、
応募者の資格要件を欠くことになった場合には、失格とします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項、または第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている方、または更生開始手続き開始の申立てをなされている方でないこと。
ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた方が、
その方に係る同法第199条第1項の更生計画の認可があった場合、
またはその方の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除きます。
- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の第1項、または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている方、または申立てをなされている方でないこと。
ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた方が、
その者に係る同法第174条第1項の再生認可の決定が確定した場合を除く。
- ④ 平成18年4月30日以前に会社法(平成17年法律第86号)の施行に伴う改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている方でないこと。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)第18条、または第19条の規定による破産の申立てがなされている方でないこと。
- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、
公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている方でないこと。
- ⑦ 法人税、消費税、地方消費税等の公租公課を滞納していないこと。
- ⑧ 他の応募者として参加していないこと。
- ⑨ 選定委員会の委員が所属する組織・企業と資本面、もしくは人事面において関連がある方でないこと。
- ⑩ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)
またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)、
もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していないものの統制下である方でないこと。
- ⑪ 上記⑩に掲げる者から委託を受けた方、並びに上記⑩に掲げる者の関係団体及びその構成員でないこと。
- ⑫ 法令等の規定により、南アルプス市との間で土地の貸付、または売買契約ができない方でないこと。
- ⑬ その他南アルプス市が不適格と判断する方でないこと。

募集と選定スケジュール



- ① 現地案内・説明 2025年11月4日(火)～2025年12月26日(金)
- ② 参加表明書受付 2026年1月5日(月)～2026年1月30日(金)
- ③ 質問受付 2026年1月5日(月)～2026年1月23日(金)
- ④ 質問回答 2026年1月30日(金)
- ⑤ 事業提案の受付 2026年2月2日(月)～2026年2月27日(金)
- ⑥ 審査・選定 2026年3月予定 ※詳細は提案者に別途通知
 - ・書類審査(応募者多数の場合は書類による一次審査を実施)
 - ・プレゼンテーション審査
- ⑦ 立地に向けた協議(優先交渉権者さま⇄市)
※優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者との協議となります。
- ⑧ 土地利用協議(優先交渉権者さま⇄市⇄関係機関)
※優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者との協議となります。
- ⑨ 立地協定の締結(参入事業者さま⇄市)
※参入事業者の決定・公表となります。
- ⑩ 法令許認可等諸手続(参入事業者さま⇄市⇄関係機関)
- ⑪ 基盤整備(市)
※対象となる工事は、伐採除根工、付帯施設撤去、土工、粗造成、その他事業用地までのインフラ整備(上下水道・排水工事)とし、事業用地内(建築設備、駐車場など)の給排水及び電気、ガス設備等は事業者負担となります。詳細につきましては、別途協議とします
- ⑫ 定期借地権契約又は土地売買契約(参入事業者さま⇄市)
- ⑬ 建築工事(参入事業者さま)
- ⑭ 操業開始(参入事業者さま)
※⑦以降は、事業計画(施設の規模や仕様、これに伴う許認可等)によって必要期間が異なります。
優先交渉権者との立地協議開始から、概ね2～3年での操業開始を目標とします。

応募手続

① 募集案内等の公表・配布

募集案内等は、受付窓口にて、2025年11月4日（火）～2026年1月30日（金）まで配布します。
配布は平日のみとし、配布時間は午前9時から午後4時までとします。また、ホームページでも閲覧できます。

受付
窓
口

南アルプス市役所 総合政策部 南アルプスIC周辺整備室

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376 南アルプス市役所本庁2階

TEL: 055-282-7406 / FAX: 055-282-1112

E-mail: kyoten@city.minami-alps.lg.jp

※資料は、市のHPでも公開しています。

<https://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/docs/19931.html>



② 現地案内・説明

登録申込を前提とした現地案内や「推進計画」及び開発方針、許認可手続きなどの説明をさせていただきます。
2025年11月4日（火）～2025年12月26日（金）までの間に日時を事前調整のうえ、個別に実施いたします。
受付窓口にご連絡ください。

③ 参加表明書の受付

応募される方は、以下の書類に必要事項を記入の上、
2026年1月5日（月）～2026年1月30日（金）午後4時（必着）までに受付窓口へご持参いただくか、
郵送（簡易書留）してください。

なお、参加表明書を提出した方の名称等は公表いたしません。

提出書類は部毎に製本、もしくはA4ファイルに綴じ込んでください。

提出部数は正本（代表社者印押印）1部、副本（写し可）1部をご提出ください。

- （１）参加表明書（様式１）
- （２）構成員一覧（様式２）※応募グループの場合提出
- （３）誓約書（様式３）※応募グループの場合、構成企業のすべてが提出
- （４）経営状況に関する書類 ※応募グループの場合、構成企業のすべてが提出
 - ・企業概要、事業経歴及び営業案内
 - ・過去3期分の決算関係書類
 - ・定款及び法人登記簿謄本（提出日3か月以内のもの）
 - ・納税証明書（直近のもの）

④ 質問受付

参加表明書を提出した方を対象に質問を受付いたします。

質問がある場合は、募集案内等質問書（様式９）を

2026年1月5日（月）～2026年1月23日（金）午後4時（必着）までに受付窓口へご持参いただくか、

郵送（簡易書留）していただくか、受付窓口のE-mail宛に送付してください。

電話での受付は行いません。

⑤ 質問に対する回答

質問に対する回答は、2026年1月30日(金)に質問回答集として参加表明書を提出した方すべてにEメールにて報告します。なお、質問回答集は募集案内などの追加、または修正とみなします。

⑥ 事業提案の受付

応募する方は以下の書類を2026年2月2日(月)～2026年2月27日(金) 午後4時(必着)までに受付窓口へご持参いただくか、郵送(簡易書留)してください。

受付時間は平日の午前9時から午後4時までとします。なお、事業提案は1案に限らせていただきます。

また、提出書類は部毎に製本もしくはA4ファイルに綴じ込んでください。

提出部数は正本(代表社者印押印)1部、副本(写し可)10部、

及び、書類一式を保存したCD-R1部のご提出をお願いします。

(1) 事業提案書(様式4)

(2) 土地利用計画図 ※A3版以上

(3) 計画概要書(様式5) ※10ページ以内、図・写真・表・カラー表現可

① コンセプト ② 開発方針 ③ 設置施設 ④ 事業内容 ⑤ 実施体制

⑥ 事業期間 ⑦ 類似事業の実績 ⑧ 地域貢献への提案 ⑨ リスク管理

(4) 資金計画書・収支計画書(様式6) ※5年間の経営計画

(5) 土地賃借価格提案書(様式7-1)

(6) 土地売買価格提案書(様式7-2)

(7) 事業スケジュール表(様式8)

(8) その他

※参加表明書の受付後、事業者の代表者変更等あった場合には、法人登記簿謄本の提出や最新の決算書などがある場合は提出をお願いします。

⑦ 参考図書の閲覧

事業提案にあたり、以下の資料を閲覧・配布します。閲覧、配布を希望される方は事前に受付窓口へご連絡ください。

閲覧配布期間は2026年1月23日(金) 午後4時までとさせていただきます。

①「推進計画」② エリア平面図 ③ 道路台帳 ④ 業務負担区分表

⑧ 応募上の注意事項

① 応募者さま、または応募グループごとに1提案限りとさせていただきます。

他の応募グループへの重複参加はできないものとします。

② 応募に必要な費用は応募者さまのご負担とさせていただきます。

③ 受付期間後における応募資料の追加、訂正、差し替え、再提出はできません。

④ 提出された資料は返却いたしません。

⑤ 資料に虚偽の申請がある場合、応募を無効とするとともに、所用の措置を講じることがあります。

⑥ 事業提案の著作権はそれぞれの応募者さまに帰属しますが、

選定に伴う作業などの必要な範囲において、南アルプス市はこれを複製させていただくことがあります。

選定方法

8

① 選定委員会の設置

選定委員会において、別添「選定基準」のもと、次項の項目について、提出された事業提案書と、プレゼンテーションによる選定で総合的な評価を行い、最も優れた応募者を選定いたします。

日程等の詳細につきましては、別途通知します。

また、応募資料につきましては、本募集に係る選定以外の目的では使用いたしません。

※応募者は実名での選定とします。

② 選定項目

主な選定項目は以下の通りです。

「2 3.3haの開発方針」に沿った事業計画であることを前提としています。

- (1) 「推進計画」との整合性がある。
- (2) 事業主体としての強い経営基盤がある。
- (3) 実現可能な事業計画がある。
- (4) 提案された土地賃借価格、または土地売買価格が適正である。

③ 選定結果の通知

市は選定委員会で選定された結果を受けて、優先交渉権者と次点交渉権者を決定します。

市の決定結果は各応募者に通知し、最終決定した参入事業者について、すべての協議が整った時点で「事業者名」「提案事業の概要」「決定の概要」を市のホームページで公表します。

また、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者と次点交渉権者は該当者無しとなる場合もあります。

なお、選定結果についての異議の申し立て、選定の経緯を個別に問い合わせることはできないものとします。

※応募に関わる事業者情報及び事業提案書、選定委員会に関する選定委員及び選定の経過については非公表とします。

④ 参入事業者の決定

優先交渉権者さまと事業参入および立地に向けた協議や農地転用許可申請などの土地利用に関する協議を行います。協議が整わない場合は、次点交渉権者さまと協議をします。

最終的に協議が整った応募者さまを参入事業者として決定します。

また、事業提案書の内容は尊重されるものの、必ずしも提案どおりに実施されるものではなく、南アルプス市、その他関係団体などと協議して進めるものとさせていただきます。

そのほか留意事項など



- ① 賃借期間内、または土地取得時において、次に掲げる行為をされる場合は、あらかじめ南アルプス市の承諾が必要になります。
 - ・ 事業用定期借地権を譲渡し、または賃貸土地を転貸しようとするとき
 - ・ 取得土地を譲渡し、または取得土地を賃貸しようとするとき
 - ・ 施設を新設した後、継続して自ら施設において営業しないとき
 - ・ 施設を事業提案の用途以外の用途に供しようとするとき
 - ・ 施設の一部、または全部について所有権を移転し、または質権もしくは抵当権、その他担保を目的とする権利、使用貸借による権利もしくは賃借権、その他使用及び収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転しようとするとき
 - ・ 施設を増改築、新築しようとするとき
- ② 賃借期間が終了するときは、賃借人は直ちに賃貸土地に存する施設とその他の工作物を収去し、賃貸土地を土地引渡し時の状態に復して、契約書の定めるところに従い、南アルプス市に返還していただきます。ただし、擁壁、階段等堅固な工作物で南アルプス市が賃貸借期間終了時に安全性を確認し存置を認めた場合に限り、収去を免除することがあります。
- ③ 借地借家法第23条第3項の規定に基づき、事業用定期借地権設定契約を公正証書により締結します。設定契約の締結に必要な収入印紙(印紙税)、公正証書作成に要する手数料など本契約の締結及び履行に関し必要となる一切の費用は、賃借人のご負担にてご用意いただきます。
- ④ 事業用定期借地権設定契約を締結した参入事業者は、事業提案及び基本協定書、同契約書に基づき事業を実施するものとします。
- ⑤ 土地売買契約を締結する参入事業者は、事業提案及び基本協定書に基づき事業を実施するものとします。
- ⑥ 施設建設が可能な状況での土地の引渡しは、造成後を予定していますが、具体的な時期及び土地の引渡し時の状況については別途協議します。
- ⑦ 事業用地の面積については、造成後に実施する確定測量により確定し、その数量での契約となります。
- ⑧ 応募者は、募集・選定により知り得た情報等を他に漏らすことはできません。その職を退いた後も同様とします。
- ⑨ 本市が公表・配布する資料等は、応募以外の目的には使用できません。
- ⑩ 事業用定期借地権設定契約の締結において、保証金として年額賃借料の相当額を納付するものとし、参入事業者の債務不履行があった場合、市は当該契約を解除すること及び保証金を没収することができるものとします。その他、違約金及び損害賠償については、参入事業者との立地に向けた協議にて定めるものとします。
※保証金については、契約期間が終了し、立退きが完了してから3ヶ月以内に利息を付与せず返還いたします。
- ⑪ 事業用定期借地権設定契約の締結において、参入事業者は、建物の築造による存続期間の延長及び建物買取請求権を行使することはできません。
- ⑫ 市と参入事業者は事業計画の実現に向け協力し、最大限の努力をするものとしますが、P.13の「4 応募の条件」の⑤の契約に至らない場合もあることを理解し、その場合において、参入事業者は市に対して、契約に至らないことが確定したときまでに要した費用の補填や損害賠償、損害補償等その他について一切の請求をしないものとします。

支援メニューについて

本事業に参入する事業者さまを対象にした、支援制度を紹介します。

10

① 市が事業計画に沿った基盤整備をオーダーメイドで行います

- 現状、農地で水道・下水道・電気・ガス・排水といったインフラ環境は未整備です。
- 事業計画に基づいて、各種法令調整及び埋蔵文化財保護措置、
基盤整備の終了後に土地の引き渡しを行います。※対象となる工事はP.15をご参照ください。
- 基盤整備後の土地、施設(区画道路や排水施設等)の維持管理は、
事業者さまに行っていただきます。 ※詳細は別途協議

② 専門窓口を設置します

事業の早期実現、事業推進、事業拡大に向けた全面的な支援を行います。
※詳細は別途協議とします。

③ 各種支援制度が利用いただける場合があります

例:南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の免除に関する条例

事業に使用する家屋、構造物、土地に係る固定資産税を3年間免除します

条件 | 事業者が地域経済牽引計画を策定し、県及び国の承認等を受けることが必要です。
取得価額が1億円以上

例:南アルプス市産業立地事業費助成金(山梨県産業集積促進助成金と連携)

新たに市内に施設などを設置するとき、投下固定資産額に応じた金額を助成します

条件 | 新たに市内に土地を取得(又は借地権を設定)し、施設を設置すること、
一定以上の投下固定資産額があること、
常時雇用労働者増加数が満たされることなどが必要です。
産業立地事業費助成金の利用には、対象となる業種等諸条件を満たす必要があります。
詳細については、南アルプス市や山梨県のホームページでご確認ください。



お問い合わせ先



南アルプス市役所 総合政策部
南アルプスIC周辺整備室 周辺整備担当

〒400-0395

山梨県南アルプス市小笠原376

南アルプス市役所本庁2階

TEL. 055-282-7406 / FAX. 055-282-1112

E-mail kyoten@city.minami-alps.lg.jp

<https://www.city.minami-alps.yamanashi.jp>





3.3ha
ヘクタール

=33,000m²

=9,982.5坪

=18,092畳

南アルプス市役所 総合政策部

南アルプスIC周辺整備室

周辺整備担当

〒400-0395

山梨県南アルプス市小笠原376

南アルプス市役所本庁2階

TEL. 055-282-7406

FAX. 055-282-1112

E-mail kyoten@city.minami-alps.lg.jp

www.city.minami-alps.yamanashi.jp

